

ティアウォーターレンタル規約

株式会社ティアジャパン（以下、「当社」と言います。）は、以下に定める機器・サービス用品一式（以下、「機器等」と言います。）をお客様に貸与（以下、「レンタル」と言います。）するに際して、次の通り規約を定めます。

（レンタル料金）

第1条 レンタル料金は以下の通りです。なお、月額レンタル料の日割計算は行いません。

機種		レンタル料金
スタンド式	直結タイプ	5,478 円（税込み）
	タンクタイプ	
卓上式	直結タイプ	

※契約当月については、以下の費用を別途ご請求させていただきます。

初回事務手数料		3,300 円（税込み）
初回工事費	直結タイプ（サーバー設置及び送料）	16,500 円（税込み）
	タンクタイプ（送料）	5,500 円（税込み）

※設置取付に伴う部品などの実費は別途ご請求させていただきます。

※直結タイプの設置工事について工事日を変更する場合は、工事日の 2 営業日前までに当社までご連絡下さい。工事日当日に、工事日の変更をする場合は別途 5,500 円（税込み）の費用が発生します。

（浄水フィルター）

第2条 当社は、以下に掲げる時期にお客様にフィルター交換時期の告知と共に、交換用フィルターを送付いたします。フィルター交換はお客様自身によって行っていただきます。なお、定期交換時期以外のフィルター交換はできません。

※浄水フィルターの交換時期

セディメントカーボンフィルター	12 カ月毎
ウルトラフィルター	24 カ月毎
ポストカーボンフィルター	36 カ月毎

（支払方法）

第3条 料金のお支払方法はクレジットカード払いによるものとし、別途各お支払時点での消費税率に基づく消費税相当額を加算した金額を申し受けます。

2 また、理由の如何を問わずクレジットカードによる決済ができない場合には、レンタル料金を当社指定口座へお振込みをしていただきます。口座振込手数料についてはお客様のご負担となります。クレジットカードによる決済が 3 回以上できない場合は、それ以後の決

済の都度アカウント休止手数料として 1,100 円（税込み）が発生します。

（強制解約）

第 4 条 3 ヶ月間お支払が確認できない場合は、強制解約となり機器等を回収させていただくとともに、契約期間に応じて第 7 条に掲げる解約手数料及び契約解除料が発生いたします。

（レンタル料金の変更）

第 5 条 料金は、経済情勢、諸物価の同行により、変更する場合があります。

（契約期間）

第 6 条 契約期間は本契約締結日を含む月から起算して 37 か月とします。契約期間満了の 1 ヶ月前までに双方のいずれかより特段の意思表示がない場合は、本契約は 1 年間自動更新されるものとし、以降も同様とします。

（中途解約）

第 7 条 お客様のご都合により契約後 3 年を経過する前に解約される場合は、貸与機器 1 台につき契約解除料として 33,000 円（税込み）が発生します。

（権利の帰属）

第 8 条 機器等の所有権は当社にあります。契約終了の際は、理由の如何に関わらず、直ちに機器等を当社に返却いただきます。また、お客様の故意または過失により機器などを紛失された場合等返却ができない場合は、サーバー本体の費用として 82,500 円（税込み）をご請求いたします。

（善管注意義務等）

第 9 条 お客様は、機器などの保管にあたり善良なる管理者の注意義務を負うものとします。器機などについて第三者への譲渡、転貸または担保権の設定をすることはできません。

（転移について）

第 10 条 移転等で機器等を転移する場合は、転移の 10 日前までに当社までご連絡下さい。この場合、以下に掲げる取付工事代金が発生します。

直結タイプ		22,000 円（税込み）
タンクタイプ	当社が運搬する場合	22,000 円（税込み）
	お客様自身で運搬する場合	無料

（サーバーの配送について）

第 11 条 サーバー本体は当社指定の宅配業者による配送となります。サーバー出荷後にお

お客様都合によって返送された場合には、再配送費用として 5,500 円（税込み）が発生いたします。

2 また、サーバーの受取後や設置が完了した以後にサーバー本体を変更する場合は、別途 22,000 円（税込み）の費用が発生いたします。

（機器の故障・破損）

第 12 条 通常のご使用の範囲で発生した機器等の故障・破損は当社が無償で修理・交換を行います。但し、故障・破損の原因が、お客様の責めに帰すべき事由による場合は除外します。

（免責事項）

第 13 条 お客様の故意又は過失に起因する機器の故障、事故等によりお客様に損害が生じた場合、当社はその賠償の責任を免れるものとします。

2 機器設置時に配管工事を伴う場合、工事完了後 30 日を経過した配管から発生した損害については、それが既存のものかあるいは当社が設置したものかを問わず、当社はその責任を負わないものとします。

（契約解除）

第 14 条 お客様または当社が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告その他何らの手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができるものとし、契約期間に応じて解約手数料及び契約解除料が発生します。

- （1）本契約に違反する行為があったとき（本契約の締結前に、当社がパンフレット等でおお客様に対して提示した契約内容とおお客様が実際に提供を受けるサービスの内容との間に相違があった時を含みます。）
- （2）破産手続き開始の申立てがあったとき
- （3）成年被後見人、被保佐人、被補助人の審判または失踪の宣告を受けたとき
- （4）手形または小切手の不渡りにより銀行等取引停止処分を受けたとき
- （5）強制執行、競売の申立て、保全処分または滞納処分を受けたとき
- （6）反社会的集団であること、もしくは当該集団に何らかの関わりを持っていることが判明したとき
- （7）3 ヶ月間お支払の確認ができないとき

（不可抗力）

第 15 条 本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、本契約の違反とせず、その責を負わないものとします。

- （1）自然災害
- （2）伝染病
- （3）戦争及び内乱

- (4) 革命及び国家の分裂
 - (5) 暴動
 - (6) 火災及び爆発
 - (7) 洪水
 - (8) その他前各号に準ずる非常事態
- 2 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生
の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければなりません。
- 3 不可抗力が90日以上継続した場合は、当社及びお客様は、相手方に対する書面による
通知にて本契約を解除することができます。

(協議)

第16条 本契約に定めのない事項ならびに本契約条項の解釈に疑義が生じた場合は、民法
その他関係法令に従うことはもちろん、双方が誠意をもって協議し、その解決に当たるもの
とします。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所をもっ
て第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年5月20日 作成

2021年3月31日 変更

〒330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町2-16-1 ACROSSビル1F
-株式会社ティアジャパン